



New 日常生活事故弁護士費用保障特約で

日常のまさかを守る！

日常生活での被害事故のうち、所定のケースで必要となった**弁護士費用等**を保障します。

*自動車事故による被害以外で、日常生活での被害事故によって被共済者がけがを負ったり、所有物が壊されたことについて、賠償義務者に損害賠償請求を行う場合に、弁護士費用等や法律相談費用を保障します。被共済者の婚姻、離婚、親子関係等によって生じた日常生活被害等、約款所定の免責事由に該当する被害事故については共済金のお支払いができないなど、共済金のお支払いには所定の条件があります。

事例 1

自転車の事故

歩行中、横からきた自転車にひかれてけがをした。



事例 2

犬に噛まれた

歩行中、他人の飼い犬に噛まれてけがをした。



事例 3

上階からの水濡れ

上階の風呂場から水濡れが発生し、天井・壁等が水浸しになった。



あなたは加害者に損害賠償請求の交渉ができますか？

日常生活で他人にけがを負わせたり、物を壊されたりした場合、相手に損害賠償を求める必要があります。しかし、万一被害を受けてしまった場合に、自分で示談交渉するのは大変です。また、損害賠償請求にあたって**弁護士に示談交渉を依頼する場合には、その分の費用がかかります。**この特約は、そのようなときの**弁護士費用等や法律相談費用を保障します。**



1台分で1世帯を保障！

本特約は、記名被共済者1名のご加入により、ご家族*も保障対象となります。

*記名被共済者本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子などが保障対象となります。

本特約にかかる共済掛金は一律**1,000円**^{※1}で
共済金額**300万円**^{※2}まで保障！

さらに詳しく
チェック！

※1 共済期間12か月、一時払いの場合(令和8年1月時点)

※2 弁護士費用等共済金の費目ごとの支払限度額は、約款に定める基準に従います。

加入後の事故報告は、専用窓口
＜JA共済日常生活事故対応センター＞まで

0120-628-931

受付時間 9:00～21:00(年中無休)
※JAの営業時間内でも、
こちらの番号までご連絡ください